

維持管理計画

- 1 門扉・立札・場内道路・雨水排水路等の付帯設備は、毎日視認により点検をし、破損箇所があった場合には速やかに補修する。
- 2 門扉は1日の作業終了後閉鎖し、施錠する。
- 3 立札の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに書き替える。
- 4 雨水排水路等に土砂等が堆積した場合は、速やかに除去作業を行う。
- 5 法面の植生保護のため施肥等を行う。
- 6 法面の小段排水が設置されている場合は、適切に排水されていることを確認する。
- 7 貯留ダム、土堰堤等は毎日視認により点検し、破損等異常が認められた場合は速やかに補修・修理する。
- 8 地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。
- 9 浸出液処理設備の維持管理は次により行う。
 - (1) 放流水の水質が別表第1の排水基準等に適合するよう維持管理する。
 - (2) 放流水の水質検査を次により行う。
 - ア 排水基準等に係る項目(イに規定する項目を除く。)について1年に1回以上測定する。
 - イ 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について1月に1回以上測定する。
- 10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断する為、2以上の場所から採取された当該地下水の水質検査を次により行なう。
 - (1) 地下水の水質が別表第2の地下水等検査項目の右欄の値以下であることを、1年に1回以上測定し確認する。
 - (2) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度について1月に1回以上測定し、異常が認められた場合には、地下水等検査項目について測定する。
- 11 浸出液処理設備は、廃止が認められる迄維持管理を継続して行う。
- 12 防火対策として、埋立地において火気の使用は行わない。消火器等の消火設備は常に対応できる状態にしておく。
- 13 害虫等の発生防止対策として、ねずみ・蚊・ハエその他の害虫等が発生しないように常に十分な覆土を行い、必要に応じて薬剤の散布を最小限にて行う。
- 14 悪臭の防止対策として、処分場外に悪臭が発散しないように、防臭剤の散布など必要な措置を講ずる。又、産業廃棄物を埋め立てる時はその都度覆土を行い、悪臭の発散を防止する。
- 15 作業時間については埋立処分の作業時間を定め、原則として早朝及び夜間における埋立作業・車輛の出入り等を行わない。
- 16 埋立工法については覆土材は良質な土砂とし、常に必要量を確保しサンドイッチ工法で(産業廃棄物の層厚3mに対して50cm以上の覆土を行い、転圧締め固めを行う。)行う。降雨時の浸出水量の増大を防ぐ為に、ブロック毎に埋立を行い、ブロック埋立終了後には覆土を行って雨水が廃棄物に接触しないように施工する。一日の埋立作業完了時には必ずその日の埋立部分を覆土する。最終覆土は層厚1m以上とする。
- 17 溶出試験等の実施により、搬入する廃棄物の性状等を把握し、埋立作業において種々の廃棄物の混合で化学反応がおきないように分別埋立等、適切な処置を講じる。また、粉じん飛散防止のため適時散水を行い、特に飛散性の高い乾燥した燃え殻等はフレコンバック等の袋詰で取り扱う。
- 18 廃油(タールピッチ類に限る)の受入については、石炭、木材などを乾留した釜残で常温で固体のもの以外受け入れない。
- 19 事業所内道路は、適時清掃、散水等必要な措置をとり、粉じん飛散を防止する。
- 20 埋立終了後、平坦部については随時遮水作業を行う。又、法面小段には雨水を速やかに排除できるように再整備し、法面に種子吹付、植栽を行うことにより浸出水量を少なくするよう措置を講ずる。
- 21 安定型最終処分場については、水質検査を次により行う。
 - (1) 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断する為、2以上の場所から採取された当該地下水の水質が別表第2の地下水等検査項目の右欄の値以下であることを、1年に1回以上測定し確認する。
 - (2) 浸透水の水質検査を次により行う。
 - ア 浸透水の水質が別表第2の地下水等検査項目の右欄の値以下であることを、1年に1回以上測定し確認する。
 - イ 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について1月に1回以上測定する。

別表第1

アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ以下

別表第2

アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下

鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
有機燐化合物	1 mg/ℓ以下
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
シアン化合物	1 mg/ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
チウラム	0.06 mg/ℓ以下
シマジン	0.03 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	10 mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	50 mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	15 mg/ℓ以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/ℓ以下
水素イオン濃度(水素指数)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	60 mg/ℓ以下
浮遊物質	60 mg/ℓ以下
ホルマリン抽出物質含有量(鉍油類含有量)	5 mg/ℓ以下
ホルマリン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ以下
フェノール類含有量	5 mg/ℓ以下
銅含有量	3 mg/ℓ以下
亜鉛含有量	2 mg/ℓ以下
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ以下
クロム含有量	2 mg/ℓ以下
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³ 以下
窒素含有量	120(日間平均60)mg/ℓ以下
リン含有量	16(日間平均8)mg/ℓ以下

六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下

ダイオキシン類	1pgTEQ/ℓ以下
---------	------------

ダイオキシン類	10pgTEQ/ℓ以下
---------	-------------

最終処分基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 最終改正：平成28年6月20日 環境省令第16号)
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日 総理府・厚生省令第2号 最終改正：平成12年8月14日 総理府・厚生省令第3号)